

京都市消防局訓令乙第11号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

別表1一般被服の款雨衣の項上衣の目中「黄色で表示」を「オレンジ色の糸でしゅう」に改め、同表1災害現場被服の款防火衣の項上衣の目中「安全帯」を「ベルト」に改め、同款靴の項防火靴の目中「皮製ブーツ」を「皮革製ブーツで、鋼板入り」に改め、同項活動靴の目中「皮製編上靴」を「皮革製編上靴で、鋼板入り」に改め、同項救急靴の目中「皮製短靴」を「皮革製短靴で、鋼板入り」に改め、同表1作業被服の款を次のように改める。

活動帽	地 質	紺色の布地	
		野球帽型とし、前ひさしは、地質と同様とする。 帽の前面に、「KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT」の文字を朱色の糸で、「KYOTO」の文字を銀糸でしゅうし、金糸で装飾しゅうする。 形状及び寸法は、第3図1のとおりとする。	
合	地 質	紺色の難燃性の布地とし、襟、肩及び後面上部にオレンジ色を配する。	ワイシャツカラーとし、掛け合わせにファスナーを付ける。 胸部の左右に各1個のファスナー付きポケットを付ける。 そでは、長そでとし、そで口にファスナーを付ける。 後面の上部に「京都市消防局」の文字を紺色の反射材で入れる。
		制 式	制 式

活	活動服	冬	上衣	胸部の左に胸章並びに所属章及び個人章を付ける。 形状は、第3図2アのとおりとする。
			胸 章	地質と同様の台地に、「京都市消防局」の文字をオレンジ色の糸でししゅうする。 形状は、第3図2イのとおりとする。
			所 属 章	地質と同様の台地に、所属等を明示する文字をオレンジ色の糸でししゅうする。 形状は、第3図2ウのとおりとする。
			個 人 章	地質と同様の台地に、職員の名字を明示する文字をオレンジ色の糸でししゅうする。 形状は、第3図2エのとおりとする。
		服	地 質	紺色の布地
			ズボン 制 式	長ズボンとし、両もも、両ももの側面及び後方の左右に各1個のポケットを付け、両ももの側面及び後方のポケットは、面ファスナーで留める。 すそは、シングルとする。 形状は、第3図2オのとおりとする。
		夏	上衣	地 質 制 式 胸 章 所 属 章 個 人 章
			ズボン	地 質 制 式
			バ ン ド	濃紺色の布地とし、金色のバックルを付ける。 形状は、第3図2カのとおりとする。
			地 質	オレンジ色の導電性を有する難燃性の布地
			制 式	変形8角型とし、前ひさしは、地質と同様とする。 帽の前面の内側に形崩れ防止用しんを入れる。 形状は、第3図2の2アのとおりとする。
		救助活動帽	帽 章	帽の前面に、黒色の台地に銀色の消防き章を付ける。 形状及び寸法は、第3図2の2イのとおりとする。
			地 質	オレンジ色の導電性を有する難燃性の布地
				折り襟とし、掛け合わせにファスナーを付ける。 胸部の左右に各1個のファスナー付きポケットを付ける。

救助活動服	上 衣	制 式	そでは、ひじ当て付き長そでとし、そで口にファスナーを付ける。
			前後面の上部及びひじ当てに刺し子を施す。
			後面の上部に「京都消防」及び「FIRE RESCUE」の文字を紺色の糸でししゅうする。
			胸部の左に胸章並びに所属章及び個人章を付ける。
			国際消防救助隊員は、左上腕部に国際消防救助隊員腕章を付ける。
			形状は、第3図2の3アのとおりとする。
		胸 章	地質と同様の台地に「京都市消防局」の文字を黒糸でししゅうする。
		形状及び寸法は、第3図2の3イのとおりとする。	
		所 属 章	活動服合冬服と同様とする。
		個 人 章	活動服合冬服と同様とする。
	ズボン	地 質	上衣と同様とする。
		制 式	ひざ当て付き長ズボンとし、両ももの側面に各1個のふた付きポケットを付ける。 前後面の上部及びひざ当てに刺し子を施す。
	パン ド		すそは、シングルとし、締めひもを通す。 形状は、第3図2の3ウのとおりとする。
			オレンジ色の合成繊維製とし、バンド金具を付ける。 形状及び寸法は、第3図2の3エのとおりとする。
	国際消防救助隊員腕章		緑色の布地の台地に、茶色の糸で縁取り及び図柄を、金色及びオレンジ色の糸で「JF」及び「IRT」の文字を、それぞれししゅうする。 形状及び寸法は、第3図2の3オのとおりとする。
被	救急活動帽	地 質	暗灰色の布地
		制 式	舟型とし、前ひさしは地質と同様とするとともに、その表を白色の反射布で覆う。 あごひもは、地質と同様とする。 形状は、第3図2の4アのとおりとする。
		帽 章	救助活動帽と同様とする。ただし、台地は地質と同様とし、消防き章は白色とする。
		周 章	帽の腰周りに1条ないし3条の白色の線を入れる。 形状及び寸法は、第3図2の4イのとおりとする。
		地 質	明るい黄みがかった灰色の布地
			台襟付きシャツカラーの長そでとし、掛

救急活動服	冬	上衣	制式	け合わせに、地質と似た色のボタン 7 個を 1 行に付ける。			
				胸部の左右に各 1 個のふた付きポケットを付け、ボタンを付ける。			
				襟に白色の替え襟を付ける。			
				肩章は、外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタンで留める。			
				胸部の左に胸章を付ける。			
				救急救命士は、左上腕部に救急救命士腕章を付ける。			
				形状は、第 3 図 2 の 5 アのとおりとする。			
		胸章		活動服合冬服と同様とする。ただし、文字は黄色とする。			
	ズボン	地質	制式	暗灰色の布地			
				長めのタックを取った長ズボンとし、両もも及び後方の左右に各 1 個のポケットを付け、後方のポケットは、ボックスプリーツ上切替え仕立てとする。 すそは、シングルとする。 形状は、第 3 図 2 の 5 ウのとおりとする。			
夏	上衣	制式	地質	明るい青みがかった灰色の布地			
				台襟付きシャツカラーとし、掛け合わせに、地質と似た色のボタン 7 個を 1 行に付け、後面の上部は、スリット空き、背裏メッシュ仕立てとする。			
				胸部の左右に各 1 個のふた付きポケットを付け、ボタンを付ける。			
				襟に白色の替え襟を付ける。			
				そでは、長そで及び半そでの 2 種類とする。			
服	ズボン	地質	制式	肩章は、外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタンで留める。			
				胸部の左に胸章を付ける。			
				救急救命士は、左上腕部に救急救命士腕章を付ける。			
				形状は、長そでにあっては、合冬服と同様とし、半そでにあっては、第 3 図 2 の 5 イのとおりとする。			
				胸章 合冬服と同様とする。			
バ ン ド		地質	制式	暗灰色の布地			
				合冬服と同様とする。			
				白色のビニール製とし、銀色のバックルを付ける。			
				形状及び寸法は、第 3 図 2 の 5 エのとおりとし、図中斜線部分に白色の反射テープを巻く。			
				紺色の布地の台地に、金糸で縁取り及び葉の図柄を、濃紺色の糸で上部の明るい黄			

		救急救命士腕章	色の台地に「救急救命士」の文字を、白糸で「ELSTA KYOTO」及び「KYOTO FIRE DEPARTMENT」の文字並びに中央の図柄及び消防き章を、それぞれししゅうする。 形状及び寸法は、第3図2の5オのとおりとする。
作業被服	活動用下衣	長そで	地質 濃紺色の布地 制式 丸首襟とする。 そこで口は、ゴム織とする。 形状は、第3図2の6アのとおりとする。
		半そで	地質 長そでと同様とする。 制式 V首襟とする。 形状は、第3図2の6イのとおりとする。
	整備作業帽	地質 濃紺色の布地	
		制式 前高野球帽型とし、前ひさし及びあごひもは、地質と同様とする。 形状は、第3図3のとおりとする。	
		帽章 救助活動帽と同様とする。	
		周章 帽の腰周りに1条の白色の線を入れる。	
作業被服	整備作業服	地質 濃紺色の布地	
		制式 台付きテーラー襟とし、上衣とズボンのつなぎ服とする。 掛け合わせに、ファスナーを付ける。 胸部の左右に各1個のファスナー付きポケットを付け、胴にはバンドを付ける。 そでは、長そでとし、そこで口にファスナーを付ける。 後方の左右に各1個のポケットを付け、そとは、シングルとする。 胸部の左に胸章並びに所属章及び個人章を付ける。 形状は、第3図3の2のとおりとする。	
		胸章 活動服合冬服と同様とする。	
		所属章 活動服合冬服と同様とする。	
		個人章 活動服合冬服と同様とする。	
		整備作業靴 黒色の皮革製又は合成皮革製の短靴で、 鋼板入りとする。	

別表1 航空隊被服の款飛行服の項バンドの中「布地」を「合成纖維製」に、「作業服」を「活動服」に改め、同款防寒服の項胸章の中「作業服の胸章」を「活動服合冬服」に改め、同款飛行靴の項中「皮製半長編上靴」を「皮革製半長編上靴」に改め、同表1 音楽隊被服の款帽子の項合帽及び夏帽の中「皮製」を「合成皮革製」に改め、同款合服の項ズボンの中

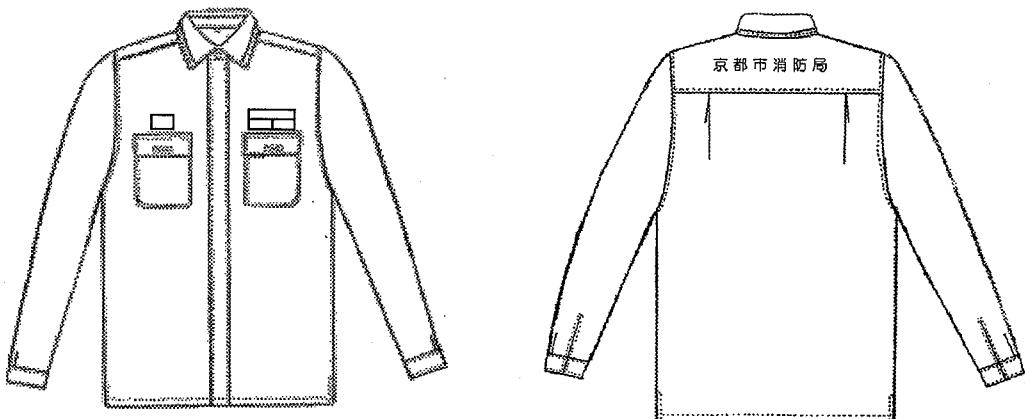
中 制式 作業服のズボンと同様とする。ただし、後面のポケットは、ボタン留めしないものとする。」

「制式 長ズボンとし、両もも及び後方の左右に各1個のポケットを付ける。すそは、シングルとする。形状は、第5図3アのとおりとする。」に改め、同項側章の目中「第

5図3」を「第5図3イ」に改め、同款冬服の項ズボンの目中「作業服のズボン」を「合服」に改め、同款夏服の項ズボンの目中「作業服のズボン」を「合服」に、「後面」を「後方」に改め、同款演奏靴の項中「皮製」を「皮革製又は合成皮革製」に改め、同表1付属品の款手袋及び短靴の項中「皮製」を「皮革製」に改め、同表2付属品の款バンドの項中「作業服」を「活動服」に改め、同表3付属品の款夏服用バンドの項中「合成皮革製」を「皮革製」に改め、同款かばんの項中「皮製又は合成皮革製」を「皮革製」に改め、同表第3図1中「作業帽」を「活動帽」に改め、同図2を次のように改める。

2 活動服

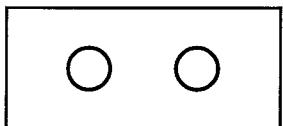
ア 上衣制式



イ 胸章

京都市消防局

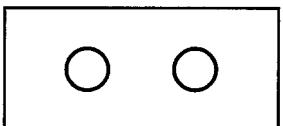
ウ 所属章



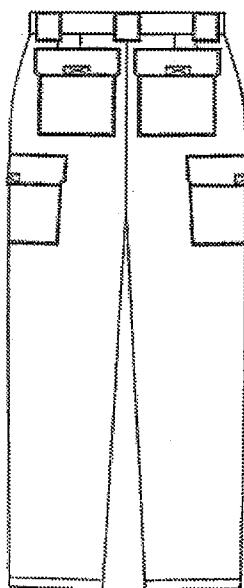
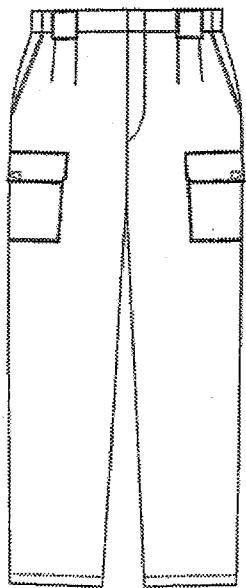
所属等を明示する文字

区分	明示する文字
消防局本部に勤務する 部長級以上の職員	「局長」, 「総務担当部長」等
消防局本部に勤務する 上記以外の職員	「庶務」, 「防災危機管理」等
消防署又は消防分署に 勤務する職員	「北」, 「醍醐」等

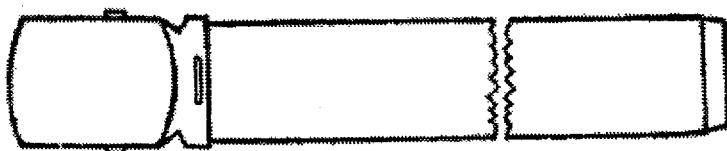
エ 個人章



オ ズボン制式

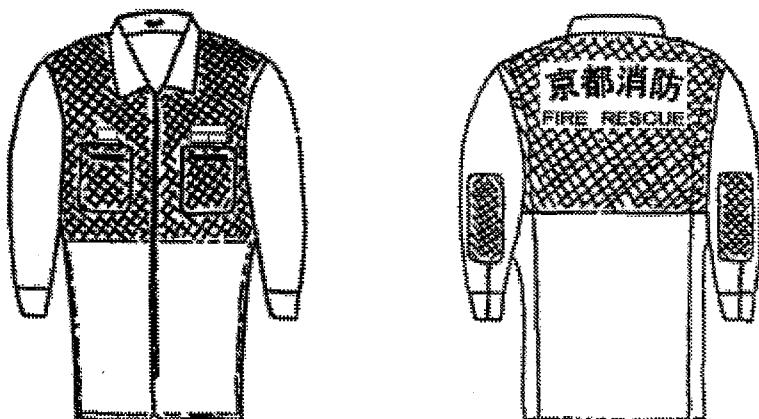


カ バンド



別表第3図2の2中「救助作業帽」を「救助活動帽」に改め、同図2の3中「救助作業服」を「救助活動服」に改め、同図2の3アを次のように改める。

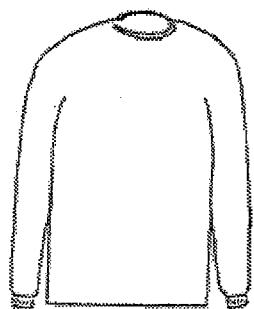
ア 上衣制式



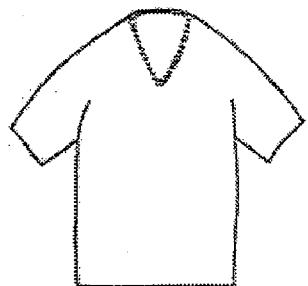
別表第3図2の4中「救急作業帽」を「救急活動帽」に改め、同図2の5中「救急作業服」を「救急活動服」に改め、同図2の6を次のように改める。

2の6 活動用下衣

ア 長そで制式

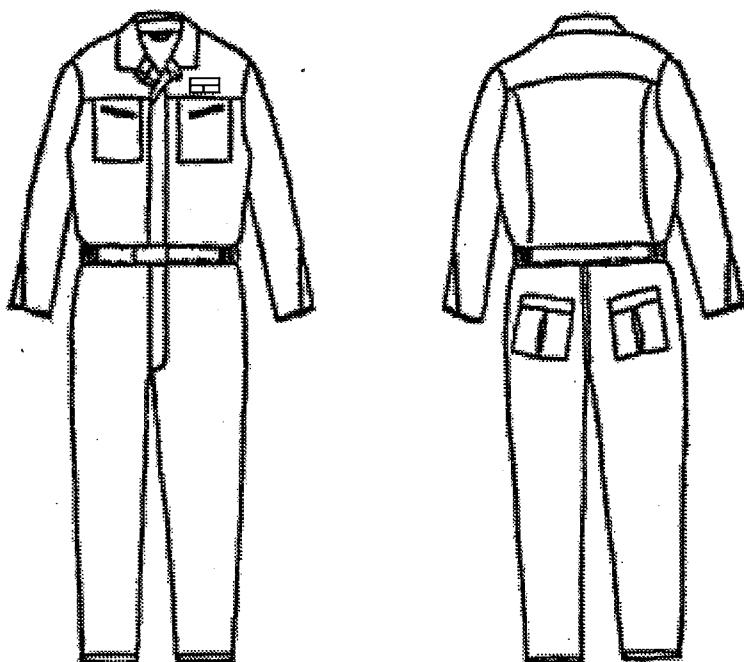


イ 半そで制式



別表第3図3の2を次のように改める。

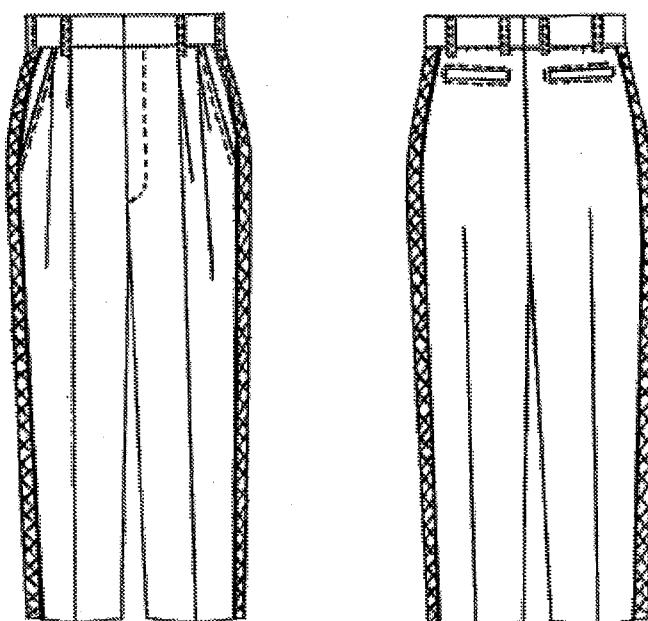
3の2 整備作業服



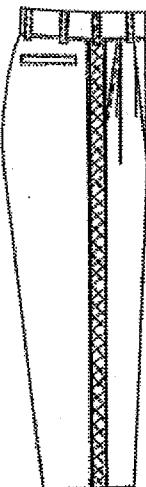
別表第5図3を次のように改める

3 合服ズボン

ア 制式



イ 側章



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中「作業帽」を「活動帽」に、「作業服」を「活動服」に、「作業用下

衣」を「活動用下衣」に、「階級章」を

階	級	章
所	属	章
個	人	章

に改め、同

表救助隊員の項中「救助作業帽」を「救助活動帽」に、「救助作業服」を「救助活動服」に
改め、同表救急隊員の項中「救急作業帽」を「救急活動帽」に、「救急作業服」を「救急活
動服」に改める。

(経過措置)

3 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による作業服、救助作業服及び
整備作業服は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)